

申請時の注意

豚

1. 支援金の交付対象者

令和6年10月1日現在、家畜を出荷目的に飼養（所有）している畜産農家（家畜所有者）で、令和6年度中は畜産業を継続する農家。

2. 申請受付日時・場所

○地区ごとに記載していますが、ご都合の良い会場で申請してください。

地区	受付会場	受付日	受付時間
高崎	高崎総合支所 2階 大会議室	10月24日（木）	9:30～12:00
			13:00～16:00
高城	高城総合支所2階 産業建設課横会議室	10月25日（金）	9:30～12:00
			13:00～16:00
山田	山田総合支所 2階 第2研修室	10月31日（木）	9:30～12:00
山之口	山之口総合支所 2階 中会議室	10月31日（木）	13:30～16:00
沖水・志和池	沖水地区公民館 中会議室	11月1日（金）	9:30～12:00
庄内・西岳	庄内地区公民館 中会議室	11月6日（水）	9:30～12:00
上記以外	中央公民館 2階視聴覚室	11月7日（木）	9:30～12:00
			13:00～16:00
予備日	市役所畜産課	11月11日（月）～29日（金） ※土日祝は除きます。 ※事前に連絡をお願いします	8:30～12:00
			13:00～17:00

3. 受付時に持参するもの

① 家畜の飼養頭羽数報告書（同封）

※令和6年10月1日時点の頭数を記入し、ご持参ください。

② 飼養頭羽数の根拠書類

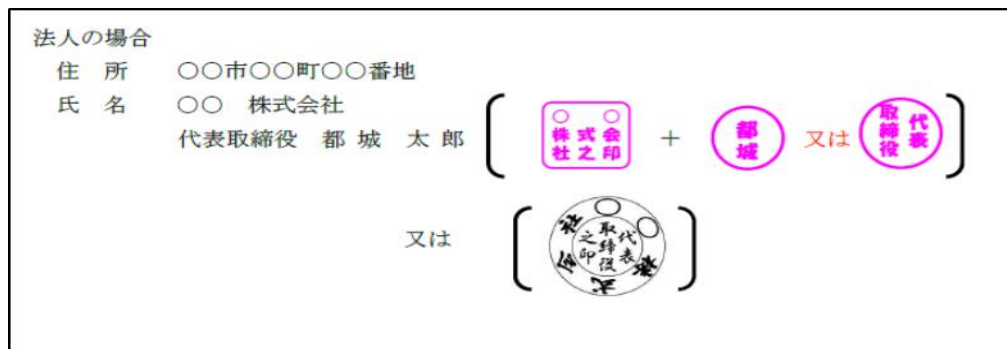
※台帳等（紙やパソコン）で管理している10月1日時点の飼養頭数の写し。
もしくは、直近1年間の出荷頭数がわかる書類（パソコンシステムでの管理表や出荷伝票）。JA都城所属の場合は市からJA都城へデータ提供の依頼を行うことが可能です。

③ 市税の滞納のない証明は原則不要です。

※但し、畜産課が納税管理課に、納税状況調査を依頼することについて、申請時に同意していただくことが必要です。

裏面あり

- ④ 申請者の振込先通帳、または振込先通帳のコピー
- ⑤ 申請書は、受付会場にて準備しておりますので、その場でご記入ください。
自筆の場合印鑑は不要ですが、法人農家等でゴム印を使用する場合は、法人名称及び代表者氏名の印鑑が必要です(下記参照)



4. 支援額について

- ① 宮崎県が定める農業経営管理指針を参考に、1頭羽数の1年間の配合飼料の必要量を算出し、家畜の飼養頭羽数を乗じたものに、3,600円/トンを乗じた額(100円未満切り捨て)。

支援金の目安(1頭当たり)	
種雄豚	約 3,900 円
母豚	約 3,900 円
育成豚	約 3,200 円
子豚	約 600 円
肥育豚	約 3,100 円

- ② 支援上限額は一経営体当たり300万円です。

5. 支払い時期について

支援金の申請があった日から、1カ月を目途に支払う予定としています。ただし、支援金の支払い根拠となる「家畜の飼養頭羽数報告書」の内容に疑義が生じ、調査が必要と判断した場合はさらに日数が必要となる場合があります。

6. 申請期限について

支援金の申請期限は、令和6年11月29日(金)までです。

7. その他

- ① 預託等の場合は家畜所有者が申請をしてください。

8. 問い合わせ先

都城市畜産課		23-2769
山之口総合支所	産業建設課	57-3113
高城総合支所	産業建設課	58-2310
山田総合支所	産業建設課	64-1113
高崎総合支所	産業建設課	62-1113